

群馬県児童虐待事案検証報告書

令和2年3月

群馬県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会

児童措置・虐待対応専門部会

※本報告書については、プライバシーに配慮した取扱いがなされるようお願いします。

目 次

1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
3	検証経過	1
4	事案の概要と経過	2
5	事案の検証における問題点・課題の整理	13
6	再発防止のための提言	15
7	終わりに	17

(参考資料)

- 1 群馬県児童虐待死亡事例等検証要綱
- 2 群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会部会運営要領
- 3 検証組織の構成

1 検証の目的

平成30年、群馬県A市内において、生後2か月の男児（以下「本児」という。）が父（母とは内縁関係。事件後、本児を認知）から暴行を受けたとされる事案について、再発防止に寄与することを目的として検証を行ったものである。

また、本事案は、現在も刑事裁判係属中であり、検証の時点までに把握した情報に基づいてとりまとめを行ったものであることを申し添える。

2 検証の方法

- 本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任追及、関係者の処分を行うためのものではないことを確認の上、検証を行った。
- 関係機関が保有する資料の提出を受けるとともに、公判の傍聴や父母との面談、関係者からのヒアリングを行い、事案の全体像及び関係機関の関与の状況等の情報を収集し、整理し、分析した。
- 調査結果に基づき、B児童相談所及びA市の対応における問題点や課題を整理し、再発防止のために必要な対応策を検討した。
- 検証のための会議やヒアリングは、プライバシー保護の観点から一部を除き非公開とした。

3 検証経過

第1回検証 令和元年5月17日

- ①検証の目的、検証方法の確認
- ②事例の概要及び経過の説明
- ③関係者からのヒアリング

第2回検証 令和元年9月13日

問題点・課題の抽出（論点整理）

第3回検証 令和元年11月20日

- ①問題点、課題に対する提言の検討
- ②再発防止の取組検討
- ③報告書（素案）の検討

第4回検証 令和2年1月27日

報告書（案）のまとめ

第5回検証 令和2年2月18日

報告書（案）の最終整理

4 事案の概要と経過

検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除する等、プライバシーの保護に配慮した。

(1) 事案の概要

平成 30 年、A 市内の本児宅において、父が、本児の鼻と口を手でふさぐ、体を前後に揺さぶる暴行を加えたとされている。

本児は搬送先の病院で、脳浮腫、硬膜下血腫、多発性網膜出血、肋骨骨折（26 カ所以上）、脊椎圧迫骨折等の診断を受けた。

※ 平成 31 年 地裁（第一審）において実刑判決
（殺人未遂罪・傷害罪 懲役 10 年） <即日控訴>

※ 令和 2 年 高裁（第二審）において控訴棄却

※ 令和 2 年 最高裁判所に上告中

(2) 家族構成（A 市在住の 3 人家族）

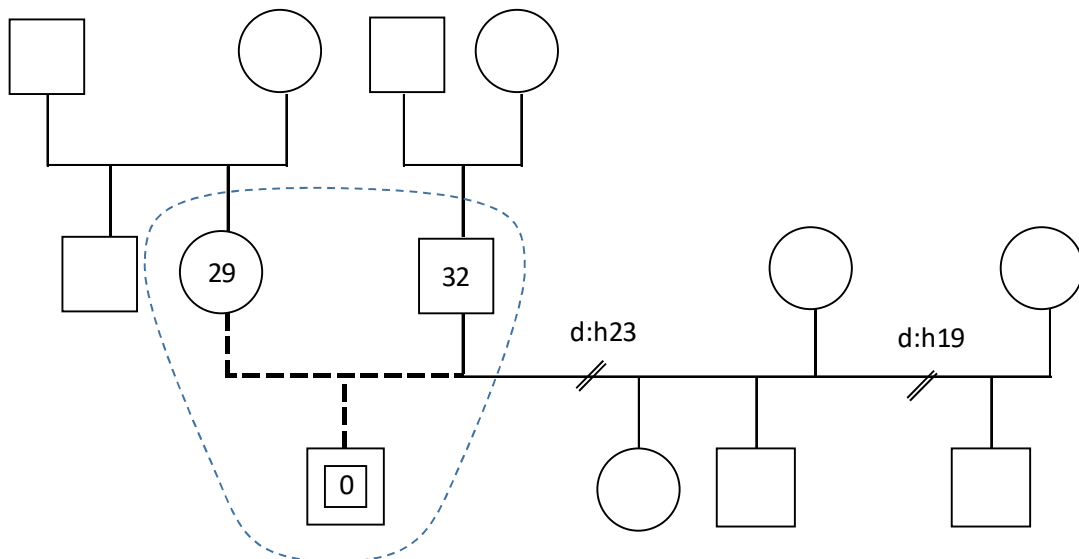
※ 家族関係及び年齢は事件当時のもの

父（32 歳） ※本児の実父（母とは内縁関係） 住民登録せず

母（29 歳）

本児・男（0 歳）

ジェノグラム



(3) 事案の経過 (概要)

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
妊娠 33 週	<p>C病院から電話 胎児の父親は無職で入籍する予定はなく、母はその人と相談して乳児院に預けることを決めたという。 ※ 4日前にA市保健センターで母子健康手帳を取得した旨を確認</p>		
翌 日	<p>C病院に電話 母にB児相かA市に相談するよう伝達を依頼</p>		
妊娠 35 週	<p>母から電話 C病院から電話するよう言われたとのこと (担当者不在。土日を挟み週明けに電話することとする。)</p>		
妊娠 36 週	<p>母に電話 9:30、13:50、19:00 と電話するが応答せず。</p>		
翌 日	<p>母から電話 出産したら乳児院に預けたいとのこと。 → B児相に相談するよう伝える。</p>		
同 日		<p>母から電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌月末 (27日後) に出産予定だが、子どもを養育するお金がなく、出産後は 	

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
同 日		<p>乳児院に預けたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内夫がいるが、結婚は未定。内夫は病気のため働けない。 ・ 母方祖父母には相談していない。 ・ 乳児院に預けた後の引取りは未定。 <p>→ 【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母方祖父母に相談するよう助言。 ・ 本児が家庭復帰できない場合も想定し、養子縁組、里親についても説明。 ・ A市とB児相で調整する旨を伝える。 <p>A市に電話</p> <p>母からの聞き取り状況を伝え、A市も母から詳細に聞き取り、支援を検討するよう依頼。</p> <p>A市は、母を特定妊婦として受理し、母から聞き取りを行うとのこと。</p> <p>→ 乳児院に預けたいとの希望があれば、A市からB児相に繋ぐ旨を母に伝えるよう依頼。</p>	
同 日	<p>母に電話</p> <p>出産に向けてA市が支援する旨を伝える。</p> <p>→ 母は市への来所相談を希望</p>		
翌 日	<p>母と面接</p> <p>母からの聞き取りを実施</p> <p>→ B児相に面接概要を報告する。必要な時にB児相に連絡をしてほしいとのこと。</p>		

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
その翌日	<p>母に電話 母は出産費用の関係でE病院への転院を希望 → E病院に受入れの了解を得たため、母にその旨を伝える。</p>		
その翌日	<p>母の受診に同行（E病院） ※ 母と助産師、MSWとの面接に同席 母だけの意見なら育てたい等話すが、面接の最後に乳児院に預けたい旨が話される。</p>		
妊娠 37 週	<p>母の受診に同行（E病院） ※ 母とMSWの面接に同席 内夫や母方祖父母に何も話していないとのこと。</p>		
妊娠 38 週	<p>A市要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）個別ケース検討会議（E病院） 参加者：母、E病院(医師・MSW・助産師) B児相 A市</p> <p><検討結果></p> <ul style="list-style-type: none"> 母は母方祖母の養育支援を得ること。 (翌日の健診に祖母の同行を要請すること) A市は特定妊婦として対応する。 B児相は一時保護が必要な場合に対応する。 	<p>A市要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議（E病院） 同左</p>	

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
翌 日	<p>母の受診に同行（E病院）</p> <p>※ 母方祖母が同席</p> <p>母は、出産後は実家に里帰りするつもりである旨を穏やかに話す。</p> <p>母方祖父母によると、出産後、母がしばらく里帰りすることに母方祖父も同意しているとのこと。内夫のことは何も聞いていないとのこと。</p>		
妊娠 39 週		<p>E 病院（MSW）に電話</p> <p>3 日前の健診は、母と母方祖母が来院し、母方祖母とも話げたとのこと。</p>	
2 日後	<p>A 市要対協（実務者会議）</p> <p>経過及び状況等が報告される。</p>	<p>A 市要対協（実務者会議）</p> <p>同左</p>	
その翌日	<p>母が陣痛で E 病院へ</p> <p>現地で母と面接 ※ 母方祖母が同席</p>		
その翌日	<p>母が本児を出産</p>	<p>A 市から電話</p> <p>本児を出産したこと、母は退院後、里帰りを希望している旨が報告される。</p>	
同 日	<p>受理判定援助方針を決定</p> <p>→ 特定妊婦としてのケースを終了し、本児を養護相談（養育力欠如）で受理し、支援継続。</p>		

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
生後 3 日	<p>母及び母方祖母と面接（E 病院）</p> <p>母は内夫に里帰りを切り出せないと泣く。内夫に言い返されるのを恐れて話せないとのこと。言葉に威圧感があるが暴力はないなどと話す。母は、子どもを育てたい、離れたくないと話す。</p> <p>母方祖父は母の出産を喜び、里帰りに賛成しているとのこと。</p>		
生後 4 日	<p>母と面接（E 病院）</p> <p>内夫に電話したところ、「アパートに帰ってくれば」と言われた。内夫は、自らの住所を本児宅に移し、入籍する、名前も考えていると言っていた。アパートに帰ってやっていこうかなと思っているとのこと。</p> <p>→ 産後の育児、母の体の大変さ等を伝え、実家に里帰りするよう強く勧める。</p> <p>→ 退院後、母が実家に戻らず、アパートで生活することも想定し、保健師（A 市保健部門）に連携を要請。</p>		
同 日	<p>D 町（要対協事務局）に電話</p> <p>母が里帰りする場合のフォローを依頼</p>		
生後 5 日	<p>B 児相に電話</p> <p>経過と本児を乳児院に預ける可能性が殆どない方向である旨を報告。</p>	<p>A 市から電話 同左</p>	

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
同 日	<p>母と面接（E病院） 退院後はアパートに帰って生活する。内夫が受入れの意思を示している。アパートに年末までいて、年始は実家に帰りたいとのこと。 → 年末までの間、母方祖母の支援を受けるよう勧める。</p>		
生後6日	<p>母及び母方祖母と面接（E病院） アパートに帰って生活する。年始は実家に行くとのこと。 → A市の子育て支援施策のチラシを渡して説明する。</p>		
同 日	<p>母子が退院</p>		
同 日	<p>家庭訪問を実施し、母、母方祖母、内夫と面接 内夫に対し、「今日から本児が帰ってきて夜も昼もずっと泣く。明日から母の実家に帰るまでが2人で大変だと思うが大丈夫か」と確認する。 → 「大丈夫です。」と答える。</p> <p>※ 母子が寝る部屋はきれいに清掃され、布団が整えられていた。</p>		

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
生後 13 日	<p>本児、母、母方祖母が来庁（出生届等）</p> <p>E 病院での健診後で母子ともに順調とのこと。年末は、内夫と 2 人で育児した。内夫は本児を風呂に入れてくれたとのこと。年始は予定どおり実家に里帰りしていたと話す。</p> <p>※ 母の左首筋に 3 カ所くらい 1 cm 程度の薄いアザのようなものを確認</p>		
生後 14 日	母に電話（応答せず）		
生後 18 日	母に電話（応答せず）		
同 日	<p>約束なく家庭訪問を実施</p> <p>本児を抱いた母と面接する。</p> <p>本児は体重の増加もよく、皮膚や服はきれいで、部屋には洗った本児の服が干してある状況。母は本児をかわいがっていた。母が疲れている様子だったため、労い、心配事があるか聞くが、特に大丈夫とのこと。</p> <p>内夫は、本児を入浴させているとのこと。</p> <p>母の左首筋のアザはわからず、首の下にはほぼかさぶたになった、薄く細い傷痕（横の線）のようなものを数本確認。</p>		

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
生後 2 5 日	<p>助産師の家庭訪問（A市の事業）の際の状況を確認</p> <p>母が頑張って母乳をあげて育児をしていた。本児の生育は良好、母方祖母が来て8時間位居てくれた、家の中は汚く、母の表情が暗いのが気になる等の所見</p>		
生後 2 6 日	<p>A市要対協（実務者会議）</p> <p>経過及び状況等が報告される。</p>	<p>A市要対協（実務者会議）</p> <p>同左</p>	
生後 1 ヶ月 2 日	<p>1ヶ月児健診に同行（E病院）</p> <p>本児、母、母方祖母と面接。本児の発達・発育に問題なし。</p> <p>母は、予防接種や3か月健診は、近所のF病院に行こうかなと話す。</p> <p>本児は服や肌がきれい、生育が良好。母は頻回の授乳を頑張っていた様子。</p> <p>内夫は、風呂だけは入れてくれる、今朝も本児を風呂に入れてくれたと嬉しそうに話す。母が言えば、ミルクをつくったり、オムツを替えたりもしてくれるとのこと。</p> <p>母方祖母は、今まで仕事が休みの日にアパートに行って手伝ったという。</p>		
生後 1 ヶ月 2 8 日	<p>母に電話（応答せず）</p>		<p>本児がF病院に受診</p>

時 期	経 過		
	A 市	B 児童相談所	本 児 宅
生後 1 ヶ月 29日	母に電話（応答せず）		
生後 1 ヶ月 30日	A 市要対協（実務者会議） 経過及び状況等が報告される。	A 市要対協（実務者会議） 同左	
生後 2 ヶ月 2日			本児がF病院で予防接種を受ける。 本児の左頬に2箇所の皮下出血が確認される。 → 母はテーブルにぶつけたと説明
生後 2 ヶ月 9日			本児がF病院で予防接種を受ける。 本児の右頬に新しい皮下出血が確認される。 → F病院の虐待マニュアルに従い、医師が本児を裸にして全身を確認
生後 2 ヶ月 10日			本児がG病院に搬送 脳浮腫、硬膜下血腫、多発性網膜出血、肋骨骨折（26カ所以上）、脊椎圧迫骨折等の診断を受ける。

※ 上表は事件当時（父が本児を認知する前）の出来事を整理したため父を「内夫」と記載した。

【公判（第一審）での証言内容等】

（１）生活状況等

母と父は、H25年頃から同棲を始めた。父は胃がんとのこと働けないとして、母の収入で生活していた。H26年頃から母の浮気を疑い、暴力を振るい始めた。

DVは、日常的（母の証言では週に1～2回程度）に行われ、髪の毛を引っ張る、足や腕を蹴るなどされていた（但し、本児の妊娠が判明した後は出産後までDVはなかった。）。

本児の育児は母が行い、父は、ほぼ毎日パチンコ店に通っていた。

また、母は、H27年に父の子を妊娠したことが判明したが、父が出産に反対し、墮胎している。

（２）母の妊娠・出産等について

妊娠28週 母の妊娠が判明

→ 母は出産を望むが父は出産に反対する（金がない。母には子育ては無理など）

妊娠31週 墮胎相談（医師から乳児院を紹介される）

生後3日 母が父に本児を育てたい旨を希望

→ 父が本児の養育を受け入れる。

（３）本児のケガの状況等

事件当日（生後2か月10日） G病院に搬送

脳浮腫、硬膜下血腫、多発性網膜出血、肋骨骨折（26カ所以上）、脊椎圧迫骨折等

（虐待の兆候）

F病院（A市内）で本児が受診（付き添い：母）

生後28日 受診

生後2ヶ月2日 受診（本児の左頬に2カ所の皮下出血） 予防接種

→ 母はテーブルにぶつけたと説明

生後2ヶ月9日 受診（本児の右頬に新しい皮下出血） 予防接種

→ F病院の虐待対応マニュアルに従い、医師が本児を裸にして全身を確認（首から下にはアザは認められず。レントゲンを撮らず、肋骨を1本1本確認することはせず。）

（４）母及び父の主張

① 母の証言（要旨）

生後1ヶ月頃以降から父が本児の泣き声にイライラし、日常的に父が本児に対し以下のような暴行していたと主張

<日常的な暴行の内容>

本児の体を背中側に二つに折る（母は「エビ反り」と表現）

手で本児の鼻と口をふさぐ

手で本児の顔を強くつかむ

手を本児の両脇に入れて本児を持ち上げ激しく前後に揺さぶる

本児の胸を手で強く圧迫する

本児のおでこに頭突きをする
本児を物のように投げつける
本児の顔に水道の蛇口から水をかける
猫のように本児の首をもって振り子のように揺さぶる 等

※ DVに対する母の証言（要旨）

- ・ 本児を守ろうとして、本児の上に覆い被さるなどしましたが、父に踏みつけられた。日常的に父からDVを受けていたため、頭ではわかっているにもかかわらず行動できなかった。
- ・ 生後2ヶ月頃、自宅リビングで本児の世話をしていた際、父から左腰部を蹴られた後、足で踏みつけられた。
- ・ 暴力行為を受けた経緯は覚えていない。

② 父の証言（要旨）

- ・ 本児を寝かしつけようとして、手で鼻と口を覆っただけである。
- ・ それ以前に、本児の鼻と口を手で覆うと本児が寝ることを経験したため、日常的に行うようになったものであり、殺意はなかった。
- ・ 本児の傷害結果は母による暴行で生じた。
- ・ 母への暴行については、母が本児の上に馬乗りになっていたため、本児を守るために母を蹴った（正当防衛を主張）。

(5) 裁判所が認定した事実

裁判所は、鼻口部をふさぐ行為（閉塞行為）と脳浮腫との間の因果関係は認めたと、閉塞行為と脳浮腫以外の各傷害との間の因果関係及び揺さぶり行為と各傷害との間の因果関係はいずれも認められないとした。

(6) 判決

父に「未必の殺意」があったとして懲役10年の実刑判決が下された。

※ 上記(1)～(4)には、事務局職員が公判（第一審）を傍聴し、父母の証言、検察官や弁護人の発言等をもとに記載した事項を含む。

5 事案の検証における問題点・課題の整理

本児の出産後、乳児院へ預けたいとの相談を母から受けたA市は、B児童相談所に連絡するよう母に助言、また、A市はB児童相談所に本事案を連絡し、両機関で関わりをもった。A市とB児童相談所との間で調整した結果、A市が主に担当することになった。

B児童相談所職員も出席するA市要対協で取り上げられており、両者において情報共有が図られていた事案である。

当部会において、確認した事実及びその問題点・課題は次のとおりである。

(1) 適正なリスク評価について

B児童相談所やA市の調査において、父に関する情報の把握が不十分であったためリスク要因の把握が十分ではなかった。

また、B 児童相談所においては、職員が E 病院で開催された A 市要対協（個別ケース検討会議）に出席したが、児童相談所の受理会議で検討するなど組織的なリスク評価を行わなかった。

適正なリスク評価が行われなかったことが、下表の問題点・課題の発生に繋がっていったものと考えられる。

	確認した事実	問題点・課題
1	父は、以前、H 市に住民登録していたが職権削除され、その後、A 市にも住民登録をせず、住所不定の状態であった。また、父の素性が不明であった。	父が住民登録をしていないことを大きなリスクと捉え、職権削除される前の住民票や戸籍を調査したり、父からの DV や虐待を念頭に、母から詳しく聴取すべきであった。
2	母が、予防接種等のため、本児を F 病院に受診させるかもしれない旨を A 市に話していたが、不確定であったためプライバシーの問題を考慮して、F 病院に事前に情報提供しなかった。	不確定な情報について、改めて確認を行い、今後の動向を明らかにした上で、特定妊婦であった母に関する情報を事前に F 病院に提供する必要があった。
3	A 市が支援をする中で、母が熱心に本児を養育し、発育も順調であったこと等から生後 1 か月 2 日の受診同行以降、1 月以上本児の安全確認がなされていなかった。	A 市要対協において、安全確認をする時期（間隔）等、ケースへの対応について具体的に協議・検討する必要があった。

（2） 医療機関からの虐待通報について

本児が F 病院で健診や予防接種を受けた際、複数回にわたって顔の皮下出血が確認されていたが、B 児童相談所や A 市に児童虐待の通報がなされなかった。

（3） 行政に支援を求めない（求められない）方への対応について

この検証を進める中で、父母とも面会し、当時の考えを確認したところ以下の問題点・課題を把握した。

① 父

当時、行政として何かできることはなかったかとの問いに対し、父母ともに行政に相談する（支援を求める）気はなかった旨を話した。

② 母

当時の考え・状況について以下のとおり打ち明けた。

- ・ 父に支配されていたため相談した方がいいと思ってもできなかった。
- ・ 本児のケガが F 病院で見つかった際、F 病院から警察などに通報されれば事情を話したかもしれない。
- ・ 行政は話を聞くだけで本気で動いてくれるのか疑問をもっていたが、（DV から逃れるための措置をわかりやすく教えてもらい、）安心できると思えば相談したかもしれない。

6 再発防止のための提言

以上の検証を踏まえ、当部会として次のとおり提言する。

(1) 適切なリスク評価の徹底について

- ・ 児童相談所や市町村においては、同居者や親族の生活状況や就労状況、戸籍の調査など、子どもを家庭で育てるにあたってのリスク要因がないか十分に評価すること。
さらに、この事案のように、同居者が住民登録をしていない場合にはハイリスクケースとして扱い、市町村要対協（個別ケース検討会議）を開催し、DVや虐待の可能性を踏まえ、保護者への関わり方を検討していくこと。
- ・ 児童相談所においては、市町村要対協（個別ケース検討会議）に出席するなど特定妊婦について把握した場合には、必要な調査を行った上で受理会議に諮り、適正なリスク評価のもと自らがどのようにかかわっていくのか、あるいは市町村の対応についてどのように助言していくのか等、十分に検討すること。
- ・ 県においては、出産後、乳児院に預けることを希望する者などを特定妊婦として適切にリスク評価する仕組みを構築するとともにリスク評価の実行を徹底すること。
については、妊娠届出時などの面接において、特定妊婦の把握及び適正なリスク評価（児童虐待とDVが密接な関係にあることを踏まえ、DVの有無・将来起こり得る可能性の高さ等の評価も含む。）ができるよう、アセスメントシートの見直し等を行うこと。

(2) 児童虐待の防止に向けた情報共有について

- ・ 児童相談所や市町村においては、特定妊婦などリスクを高く評価した保護者が子どもを受診させようとする医療機関を把握した場合には、児童虐待の未然防止、早期発見に資するよう、事前に情報提供するとともに受診した場合の情報共有を徹底すること。
- ・ 市町村においては、郡市医師会等と連携し、小児科医と日頃から密接に情報交換できる体制を整備し、リスクの高い家庭の児童を健診に繋げる取組を実施すること。その際は、健診の機会を十分確保してもらうよう配慮を求め、その結果についても情報共有できることが望ましいものであること。

(3) 医療機関からの虐待通報を促す取組の強化について

- ・ 虐待を受けた子どもが、かかりつけ医（診療所等）で診察を受ける場合が多いことから、県として、専用の虐待対応マニュアルを作成、配布するとともに、説明会の開催による周知徹底を図るなど、児童虐待の見逃し防止や虐待が疑われた場合の確実な通告に繋げること。
- ・ 児童相談所においては、市町村要対協（代表者会議）等を通じて郡市医師会とも十分に連携し、かかりつけ医（診療所等）において虐待の疑いがあった場合の対応が円滑に行われるようにすること。

(4) 行政機関に相談しない（相談できない）保護者への対応について

- ・ 児童相談所や市町村においては、DV被害を受けるなど相談した方がいいと思っても、相談できない保護者がいることを念頭におき、必要に応じて担当部門と連携の上、行政機関として何ができるかを早い段階で説明すること。

説明にあたっては、資料を手渡すなど相手方の理解が進むよう工夫するとともに、その説明に対する理解度の評価・確認を徹底すること。

(例)

① 経済的理由等により子どもを育てられない場合

- ✓ 児童相談所による一時保護（短期間の一時的な保護）
- ✓ 里親や乳児院等への措置（将来の家庭復帰も見据えた場合）
- ✓ 特別養子縁組や普通養子縁組（将来の家庭復帰が望めない場合）

② DV被害が相談された（懸念される）場合

- ✓ 県外の母子生活支援施設への入所
 - ✓ （必要に応じて）生活保護の受給
 - ✓ 裁判所による配偶者等への接近禁止命令 等
- } 母子の安全が守られる旨

- ・ 一方で、行政機関に相談しない（支援を求めない）家庭については、児童相談所内での判定会議や市町村要対協（個別ケース検討会議）において虐待のリスクを組織的に評価し、児童虐待の懸念がある場合には、これまでどおり一時保護をすることを想定して介入していく旨も常に念頭に置くこと。

(5) 児童相談所職員及び市町村職員の専門性確保と資質の向上

- ・ 児童虐待が、その保護者を取り巻く様々な問題（社会的孤立、不安定な就労状況や経済状況、心身の疾病や障害など）に起因するものであり、その対応には専門的かつ技術的な知識やスキルが求められる。今後、児童相談所において、児童福祉司や児童心理司の増員が計画されているが、県においては引き続き資質の向上等職員の育成に努めること。

なお、育成にあたっては、職員が、過去に発生した児童虐待やDVの個別事例（他の都道府県による虐待事例の検証報告等）の検討を行う機会を確保するとともに、児童相談所に配属された職員が児童福祉司や児童心理司としてその職責が果たせるよう、育成を担当する職員を十分に配置するなど組織的に取り組むこと。

- ・ 市町村は、児童相談の第一義的な窓口であり、住民にとって身近な存在である。また、様々な行政サービスを行っており、様々な支援が必要な家庭にとって重要な存在である。

重篤な児童虐待事案の対応は児童相談所に繋ぐことになるが、児童虐待の予防や早期発見、児童相談所による対応後の地域での支援など果たす役割が大きく、A市においても、本事案も踏まえて家庭児童相談部門の体制強化が図られたところである。

県としても、引き続き市町村職員の専門性確保のための研修に努めること。

(6) 保護者に対する児童虐待の予防・防止等に関する啓発普及の強化

- ・ 県においては、児童虐待の予防に資するよう、県独自の子育て講座（ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング）の普及に努めているが、学童期の子どもに向けたもののみとなっている。児童虐待の防止には、子どもの乳幼児期や思春期の対応も重要であることから、子どもの年代に応じた講座の開発に努めるとともに引き続き全県的普及に努めること。

- ・ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、児童虐待の再発防止のための措置として、都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第27条第1項等の規定により指導を行う場合は、当該保護者について、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努める

ものとされている（令和2年4月1日施行）。

については、県及び児童相談所においては、サインズオブセーフティアプローチ等の児童虐待の再発防止のための専門的プログラムの習得・提供とともに児童虐待のリスクの高い保護者向けの専門的なプログラムの習得・提供にも留意すること。

7 終わりに

この事案の検証を進める中で、あくまで結果論であるが、このような重篤な事態の発生を防ぐことができた可能性を否定できないことが確認され、当部会の委員一同、胸を痛めるところである。

DV被害のため相談をした方がいいと思っても相談できない保護者の存在や行政機関としての説明の在り方、医療機関からの虐待通報や情報共有の必要性など、この検証で得た教訓は大きいものと考えられる。

このような事案を二度と発生させないためにも、児童虐待防止対策の企画・立案や児童相談への対応においては、これらの教訓を常に念頭に置き、困難な状況にある保護者の支援とともに子どもの命を守るための取組を強化し続けていくことが求められる。

県や児童相談所、市町村においては、速やかに本提言の具体化に向けた取組に着手されたい。

群馬県児童虐待死亡事例等検証要綱

1 目的

検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

県が実施することとし、検証の対象となった事例に関係する市町村は当該検証作業に参加、協力するものとする。

3 検証組織

検証組織は、群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置・虐待対応専門部会（以下「専門部会」という。）とする。

4 検証委員の構成

検証委員は専門部会の委員で構成することとし、必要に応じて、関係者の参加を求めることができるものとする。

5 検証対象の範囲

検証の対象は、県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）を検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

6 検証方法

- (1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを明確にする。
- (2) 県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じて関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、専門部会は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。
- (3) 専門部会は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。
- (4) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
- (5) 検証の具体的な進め方については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に準拠して行うものとする。

7 報告等

- (1) 専門部会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、県に報告するものとする。
- (2) 県は、専門部会の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、専門部会に報告するものとする。
- (3) 県は、専門部会の報告を踏まえ、必要に応じて、関係機関に対し指導を行うとともに、市町村に対して技術的助言を行う。

8 施行期日

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

群馬県社会福祉審議会児童福祉専門分科会部会運営要領

(趣旨)

第1条 群馬県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）児童福祉専門分科会の中に、次の部会を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 児童措置・虐待対応専門部会
- (2) 里親等審査専門部会

(委員)

第2条 部会の委員は、それぞれ5名とし、審議会の委員又は臨時委員の中から審議会委員長が指名するものとする。

(組織)

第3条 部会に部会長、副部会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、その部会の会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の委員及び臨時委員としての任期とする。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 部会は、部会長が召集する。

- 2 部会長は、必要と認めるときは構成員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 児童措置・虐待対応専門部会

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第32条に規定する児童の措置に関する事項、児童福祉法第33条の15第3項及び第4項に規定する被措置児童等虐待に関する事項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する児童虐待対応に関する事項の調査審議

- (2) 里親等審査専門部会

児童福祉法施行令第29条の規定に関する調査審議

(会議及び議決)

第7条 部会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(権限の委任)

第8条 審議会は、次の表に掲げる意見の答申につき、部会にその権限を委任する。

児童措置・虐待対応専門部会	児童福祉法第27条第6項及び児童福祉法施行令第32条第1項の規定による知事の諮問事項についての意見に関すること
里親等審査専門部会	児童福祉法施行令第29条の規定による知事の諮問事項についての意見に関すること

(答申)

第9条 部会は、審議会名を用いて前条に規定する意見を答申することができる。

(報告)

第10条 部会長は、前条に規定する意見を答申したときは、次に開催される審議会に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、審議会においてこれを定める。

附則

- この要領は平成10年 4月 1日から施行する。
この要領は平成12年 4月 1日から施行する。
この要領は平成20年12月24日から施行する。
この要領は平成21年 5月 1日から施行する。
この要領は平成24年 4月 1日から施行する。
この要領は平成30年 4月 2日から施行する。

【検証組織の構成】

<委員>

役 職	氏 名	職 業
部会長	小川 恵子	群馬県看護協会監事
委 員	荒川 浩一	群馬大学大学院教授
委 員	齋藤 ソノ子	大泉保育福祉専門学校校長
委 員	千葉 千恵美	高崎健康福祉大学教授

<アドバイザー>

役 職	氏 名	職 業
アドバイザー	船戸 いずみ	弁護士